

せいかつほご
生活保護のしおり

～この「しおり」は、生活保護の制度やしくみ、申請手続きについて、
わかりやすくまとめたものです。お気軽にご相談ください。～



りっとうしふくしじむしょ
栗東市福祉事務所

もくじ

| | |
|---|---|
| ■ 生活保護 <small>せいかつほご</small> について | 3 |
| ■ 生活保護申請 <small>せいかつほごしんせい</small> にあたって | 3 |
| ■ 申請 <small>しんせい</small> から決定 <small>けつてい</small> までの流れ <small>なが</small> | 4 |
| ■ 生活保護費 <small>せいかつほごひ</small> のしくみ | 5 |
| ■ 生活保護 <small>せいかつほご</small> の種類 <small>しゅるい</small> | 5 |
| ■ 保護費 <small>ほごひ</small> の支給方法 <small>しきゅうほうほう</small> | 5 |
| ■ 生活保護 <small>せいかつほご</small> を受けた場合 <small>う</small> の権利 <small>ばあい けんり</small> | 6 |
| ■ 生活保護 <small>せいかつほご</small> を受けた場合 <small>う</small> の義務 <small>ばあい ぎむ</small> | 6 |
| ■ 届け出 <small>とど</small> と申告 <small>で しんこく</small> | 7 |
| ■ 病院 <small>びょういん</small> にかかるときの手続き <small>てつづ</small> のしかた | 8 |
| ■ 病院 <small>びょういん</small> にかかるときに注意 <small>ちゅうい</small> すること | 8 |
| ■ 民生委員 <small>みんせいいいん</small> ・児童委員 <small>じどういいん</small> について | 8 |
| ■ Q & A <small>きゅうあんどえい</small> | 9 |

■生活保護について

○生活保護とは

給与や年金などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る人(世帯)で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない人(世帯)に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する、日本国憲法第25条で定められた制度です。

○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る人に対し、困窮状態に於いて必要な保護を行って、その生活を保障し、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。そのために、生活保護受給後も自立に向かって最大限の努力をすることが求められます。

■生活保護申請にあたって

生活保護は本人の意思による申請が必要です。なお、何らかの事情で本人が申請できない場合は、親族や成年後見人などが代理で申請することもできます。

生活保護以外にも生活を支えるためのさまざまな公的な制度があり、活用可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

*なお、下記の人とは原則として生活保護を受給できません。

- ・暴力団員(生活保護申請後暴力団員であることが判明した場合は、申請を却下します。)
- ・ローン付き住宅を保有している人(世帯)
- ・過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがあり、再度年金担保貸付を利用している人(世帯)

■申請から決定までの流れ

しぜんそうだん
事前相談



しんせい
申請



ちようさ
調査



けつてい
決定



せいど せつめい さい ただし せつめい おこな こま
制度の説明をします。その際、正しい説明を行うためにお困
り事の内容や生活の状況、家族・親戚、資産（土地、家、車
など）について可能な範囲でお伺いします。（個人の秘密は
かくまも
固く守ります。）

ほんにん かぞく ふようぎむしゃ ひと ひつよう しょうい かくしゅ
本人または家族（扶養義務者など）の人に必要な書類、各種
ちょうさ どういしょ きにゅう
調査の同意書を記入していただきます。また、あらためて生活
の状況や資産などについてお伺いします。
ひつよう おう しりょう きゅうよめいさい じゅうきよ ちんたいしやくけいやくしよ
必要に応じて資料（給与明細や住居の賃貸借契約書など）の
ていしゅつ ねが
提出をお願いします。

ししよくいん じたく ほうもん ほ こ けつてい はんたん ひつよう つぎ
市職員がご自宅などを訪問し、保護決定の判断に必要な次の
じこう うかが
事項などをお伺いします。

- ①申請にいたった経緯
 - ②家族のかたのこれまでの生活状況
 - ③家族の中で働いている人の状況、働いていない人は
その理由
 - ④現在の収入状況、今後の収入見込み
 - ⑤預金、各種保険金、家や土地の状況（銀行等への調査）
 - ⑥親子、兄弟姉妹から見込まれる援助（文書による照会）

※事前に扶養調査に伴う申出書を記入していただきます。

 - ⑦その他必要なこと

にちいない りゆう ばあい にちいない うち
14日以内（理由がある場合は30日以内）に通知します。

ほごう ばあい
保護が受けられる場合

ほごかいしけつていつうちしよ こうふ しゃくしよ
「保護開始決定通知書」を交付します。市役所において
めんだん かいし せつめい おこな
面談により開始にかかる説明を行います。

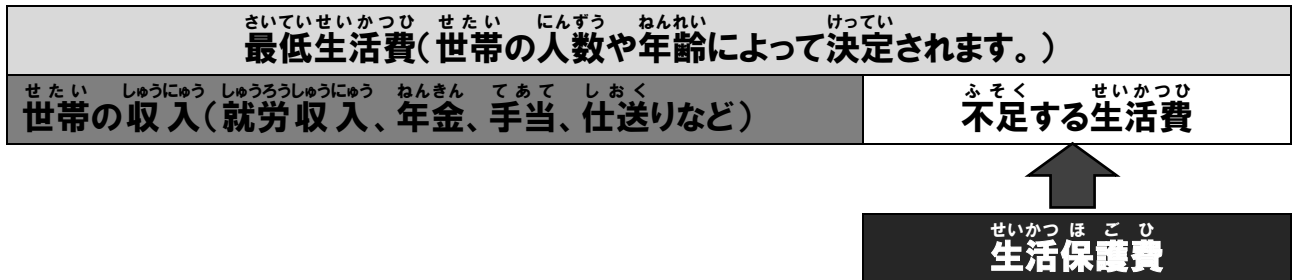
ほごう ばあい
保護が受けられない場合

ほごしんせいきゃつかつうちしよ こうふ けつてい ふふく
「保護申請却下通知書」を交付します。決定に不服がある
ばあい しがけんちじ たい しんせいきゅう
場合は滋賀県知事に対して審査請求ができます。

■生活保護費のしくみ

国が定める基準（保護基準）によって計算された世帯の最低生活費と、あなたの世帯の収入を比べて、足りない分を保護費として補います。自分で得ることのできる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の受給は出来ません。

(例)



■生活保護の種類

生活保護には、主に次の種類があり、限度額の範囲内で支給されます。

- 生活扶助…衣類や食べ物、水道、電気、ガスといった日常の生活の費用
- 住宅扶助…アパートの家賃など
- 教育扶助…義務教育に必要な学用品代、給食費など
- 医療扶助…医療機関にかかるための費用
- 介護扶助…介護サービスをうけるための費用
- 生業扶助…高等学校や就職するために必要な技能の習得にかかる費用
- 出産扶助…出産にかかる費用
- 葬祭扶助…世帯員などが亡くなった際の葬儀に必要な費用

■保護費の支給方法

保護費は、原則毎月5日（5日が土日、祝日の場合はその直前の平日）に指定の金融機関に振り込みを行います。

※事情によっては、窓口での支給となる場合もあります。

なお、支給される保護費の額は「生活保護決定（変更）通知書」を送付してお知らせします（前月分と変更がなく同額の場合は通知書を送付しません）。

■生活保護を受けた場合の権利

1. 正当な理由なく、保護が止められたり減らされたりしません。
2. 保護として受けたお金や品物は差し押さえられません。
3. 決められた保護の内容について、不服の場合は、栗東市福祉事務所の決定を知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、滋賀県知事に対して「不服申し立て（審査請求）」をすることができます。

■生活保護を受けた場合の義務（必ず守っていただくこと）

- ①世帯の中で働ける人は、能力に応じて働いて収入を得られるよう努めてください。
- ②病気の方は、医師の指示に従い、一日も早く治すよう努めてください。（働きながら治療ができると判断される時は、その能力に応じて働いてください。）
- ③世帯の財産（預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属、債権など）で売却や活用できるものは原則その資産を売却して最低生活費に充ててください。ただし、個別の事情によっては保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。
- ④保護費は計画的に使い、生活の維持向上に努めてください。
- ⑤親子や兄弟姉妹からできるだけ援助を受けてください。なお、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への扶養照会を見合わせることもあるため、事前に扶養調査に伴う申出書を記入していただきます。
- ⑥生活保護以外の、年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるための公的な制度を優先して活用してください。
- ⑦市福祉事務所から別に示す、「援助方針」について取り組んでください。
- ⑧担当する職員（ケースワーカー）の指導・指示に従ってください。
※ 従わない場合は、生活保護が受けられなくなる場合があります。
- ⑨自立支援と現状確認のため、定期的に自宅などを訪問します。
※ 保護の実施上やむを得ない場合、事前の連絡なく訪問することがあります。

○自動車（バイクを含む）について

自動車を持つことや使うことは原則、認められません。

なぜなら、生活保護制度は国民の最低限の生活を保障する制度ですが、自動車は自動車税やガソリン代、保険料など多額の経費がかかることや、事故発生時に賠償責任が発生する可能性があるためです。

また、他人名義の自動車も運転できませんので、持っている人は、速やかに処分をしていただきます。ただし、個別の事情によっては保有が認められる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

※生活保護開始後、「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や本人の真意によらない「辞退届」、また本人の経済的な自立の自途が不明なままの「辞退届」、などによって保護を辞退する意思を示された場合であっても、保護を廃止することができない場合がありますのでご注意ください。

■届け出と申告（届け出が必要なもの）

保護費を正確に決定するためには、収入申告や生活状況に変化がある場合、速やかに届け出をする必要があります。

○収入申告

- ①ボーナス、失業給付金、退職金など一時的なお金をもらったとき。
- ②給料、年金、恩給、仕送り金などの定期的なお金をもらったとき。
- ③臨時の収入があったとき（保険金、慰謝料など）
- ④持っている土地や家売ったとき

○生活状況変更届

- ①住所が変わるとき
- ②家族の人数が変わったとき（出生、死亡、転出、転入など）
- ③仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき
- ④健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなるとき
- ⑤高校などに入学、退学、卒業するとき
- ⑥その他、生活状況が変わるとき

これらの申告や届け出を怠ったり、偽ったりしたときは、保護が受けられなくなるほか、保護費の返還を求められたり、罰せられたりすることがあります。

収入の申告を適正に行えば、控除や、収入として認定しない取扱いができる場合があります。

※控除→収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

■ 病院にかかるときの手続きのしかた

- ① 栗東市福祉事務所（市役所）へ行き、病状などを言って「診療依頼書」をもらいます。
- ② 「診療依頼書」を病院に提出します。

■ 病院にかかるときに注意すること

- ① 国民健康保険は使えません。（保護開始時に国民健康保険証は市役所へ返却していただきます）※生活保護申請中に病院受診する際は必ずご相談ください。
- ② 生活保護法の指定を受けている病院にかかってください。
- ③ 社会（健康）保険の人及び扶養家族の人は、保険証と診療依頼書両方を病院に提出してください。
- ④ 必要と認められるときは通院にかかる交通費が支給される場合もありますが、できるだけ近くの病院にかかってください。
- ⑤ 薬は原則ジェネリック（後発）医薬品を使用してください。
- ⑥ 整骨院や鍼灸院にかかりたい場合は、事前に相談してください。
- ⑦ メガネやコルセットなどの治療材料が必要な場合は、ご相談ください。

■ 民生委員・児童委員について

各地域には、生活に困っておられる人の見守りや相談に乗っていただける民生委員・児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、何かお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

■ Q & A

Q 1：生活保護の相談・申請には何が必要ですか。

A1：相談・申請をするにあたっては、必要な書類は特別にありませんが、制度の仕組みや、生活保護以外の保障制度などの活用について説明を行うためにも、事前の相談が大切です。なお、世帯の収入や資産などのわかる資料（通帳の写しや給与明細など）を提出していただくことがあります。

Q 2：生活保護を申請してから、受給できるかどうかわかるまでどのくらいの日がかかりますか。

A2：申請した日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護を受給できるかどうかの回答をします。その間に生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険など）などを行います。

Q 3：生活保護を受けた場合は、税金などが免除されるのですか。

A3：市県民税や固定資産税のほかにNHK受信料や国民年金保険料など減免や免除を受けることができます。手続きが必要となりますので事前に申し出てください。

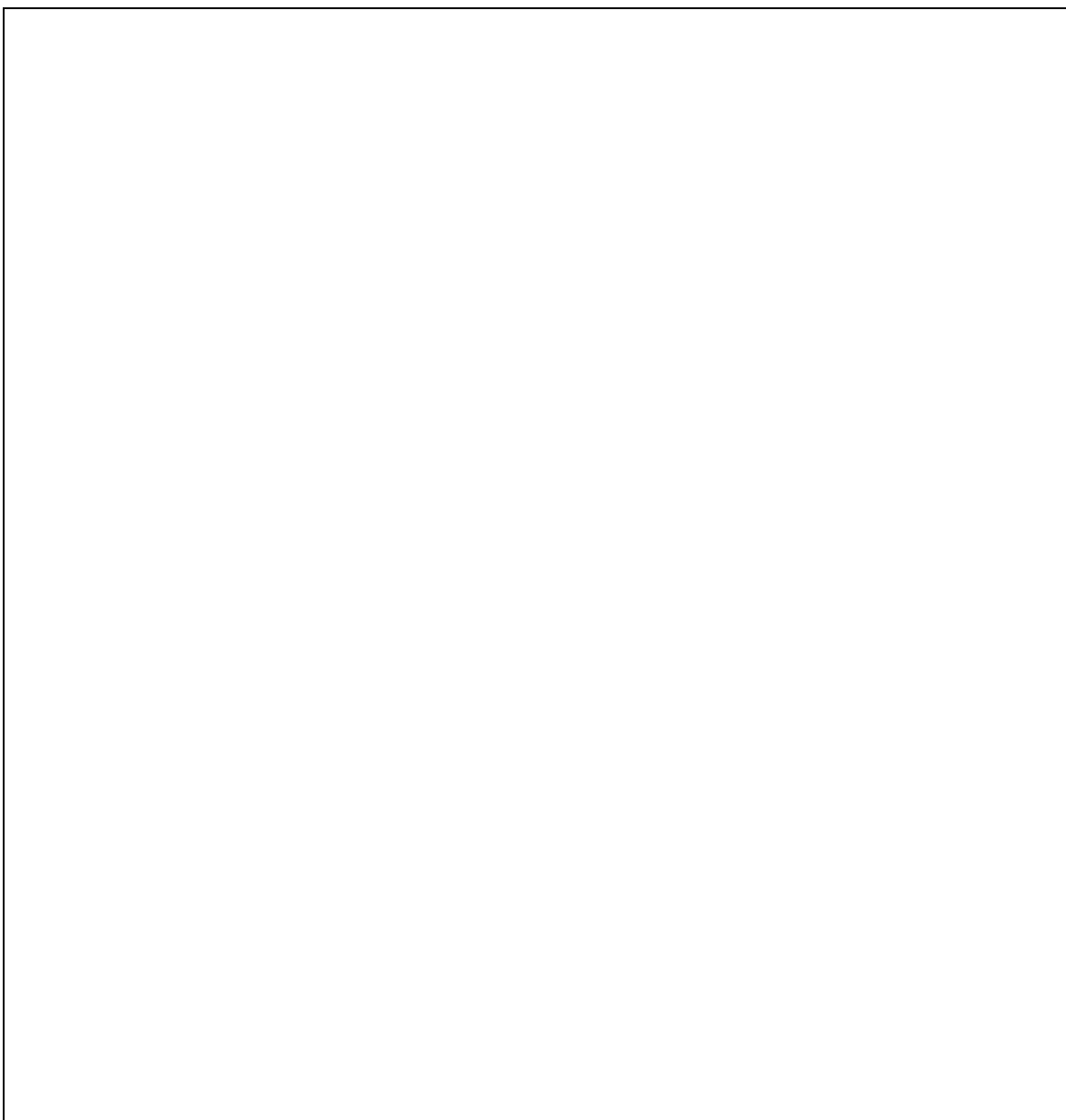
Q 4：働いているのですが、生活保護を受給できますか。

A4：働いていて、就労収入がある人でも、その収入が最低生活費に満たない場合には、最低生活費から控除後の収入を差し引いた額が保護費として支給されます。

Q 5：高校生の子供がアルバイトをしています。収入の届け出は必要ですか。

A5：収入は世帯を単位とするので、子供のアルバイト収入であっても届け出が必要です。ただし、早期自立に充てられると認められたものなどについては、収入として認定しない取扱いができる場合があります。その場合は、自立更生計画が必要となりますのでご相談ください。

～× ㇿ～



とあさき
お問い合わせ先

りっとうしふくしじむしょ しゃかいふくしか ほごがかり
栗東市福祉事務所 社会福祉課 保護係

でんわ
電話 077-551-0490

へいじつ (平日 8:30~17:15) りっとうしあんようじいっちょうめ ばんごう
栗東市安養寺一丁目13番33号